

■ 地震災害応急対策計画

第5章 応急活動体制

第1節 応急活動期に留意すべき事項

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震が引き起こした東日本大震災は、私たちに多くの教訓をもたらし、同時に課題を突きつけました。

東日本大震災は、いかなる人間の知恵をもってしても、自然災害の発生を防ぎきることの難しさを私たちに知らしめました。さらに、一つの災害により他の災害が誘発されることも、改めて認識しました。こうした自然災害の脅威と正面から向き合いながら、尊い命や築き上げてきた営みを守ることは、国、県、市、市民、企業等の大きな責務です。

「想定外」という言葉を繰り返さないように、「予断」と「楽観」を避け、厳しい事態を想定しながら、柔軟かつ機敏に対応することが求められます。

第1 「予断」と「楽観」のない対応

1 予断と楽観の排除

被害発生についてあらゆる可能性を直視し、根拠の乏しい「予断」と「楽観」を避け、より厳しい事態を想定して対応する必要があります。

2 「平時」を基準としない対応

災害時には、あらゆる場面で平時と同じ条件下にはありません。「平時」を物差し・基準として対応を考え、あるいは対策を決定することは、多くの場合禁物です。また、平時に備えていないことは対応できないということも、東日本大震災の教訓となりました。

第2 「時間との競争」と変化や多様性への対応

1 限られた情報下での適時の判断

災害発生直後は、被災地から正確な情報を十分に得て対策を行うことが困難です。限られた情報の中で、いかに的確に状況を把握・想定し、適時に判断するかが重要です。

また、広域的な視野を持ち、複合的な災害も考慮し、必ずしも想定した状況とならないことも踏まえて、災害発生後の被害状況等を物差しとして判断する必要があります。

2 「時間との競争」への対応

「命を守る」ことを第一として、災害時には一刻も早い対応が求められます。対応の遅れは深刻で回復困難な事態をもたらしかねません。すべての対応が「時間との競争」であることを意識し、時々刻々と変化する状況を的確に把握しながら、あらゆる場面において状況に応じて迅速に対応することが重要です。

3 経時的な変化や多様性への対応

災害発生後、時間が経過するにつれて、被災者等のニーズは変化します。気候や周辺環境の変化によるものもあれば、日常性を取り戻すことに向けた変化もあります。また、年齢、性別、障害等の有無、国籍など被災者の多種多様な状況・事情への配慮も必要です。

被災者の支援においては、こうしたニーズの変化や被災者の多様性に柔軟かつ機敏に対応することが重要です。

第2節 初動活動

地震発生直後から実施する初動活動について、①勤務時間内、②勤務時間外に地震が発生したケースに分けてその内容を定めます。

- ① ケース1：勤務時間内に地震が発生した場合
- ② ケース2：勤務時間外に地震が発生した場合

第1 ケース1：勤務時間内に地震が発生した場合

1 地震直後の緊急措置

勤務時間内に地震が発生した場合、地震直後の緊急措置として、各職場ごとで以下の措置を行います。

(1) 市役所等各公共施設の被害状況の把握と初期消火

担当部は、市役所等各公共施設の被害状況を把握し、災害対策本部へ速やかに報告します。また、火災が発生した場合は、まず初期消火に努めます。

(2) 来訪者等の安全確保と避難誘導

職員は、各施設への来訪者の安全を確保し、火災発生等避難が必要と判断される時は、安全な場所へ避難誘導します。

(3) 立ち入り規制や緊急防護措置

担当部は、被害の状況により、各公共施設の内外にわたり危険箇所の立ち入り規制や薬物・危険物等に対し緊急防護措置を行います。

(4) 非常用自家発電機能や通信機能を確保

担当部は、非常用自家発電設備や通信設備の被害状況を把握するとともに、自家発電機能や通信機能を確保します。

2 地震情報の収集・伝達

各部局は、地震発生直後「第6章 情報収集・伝達・広報」に定める内容に基づき、県防災行政通信網、市設置震度計、テレビやラジオ等から地震情報を収集します。

3 災害対策本部等の設置

市長は、地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害対策基本法第23条の2第1項の規定及び鎌倉市災害対策本部条例（昭和38年条例第30号）に基づき、災害対策本部を設置します。

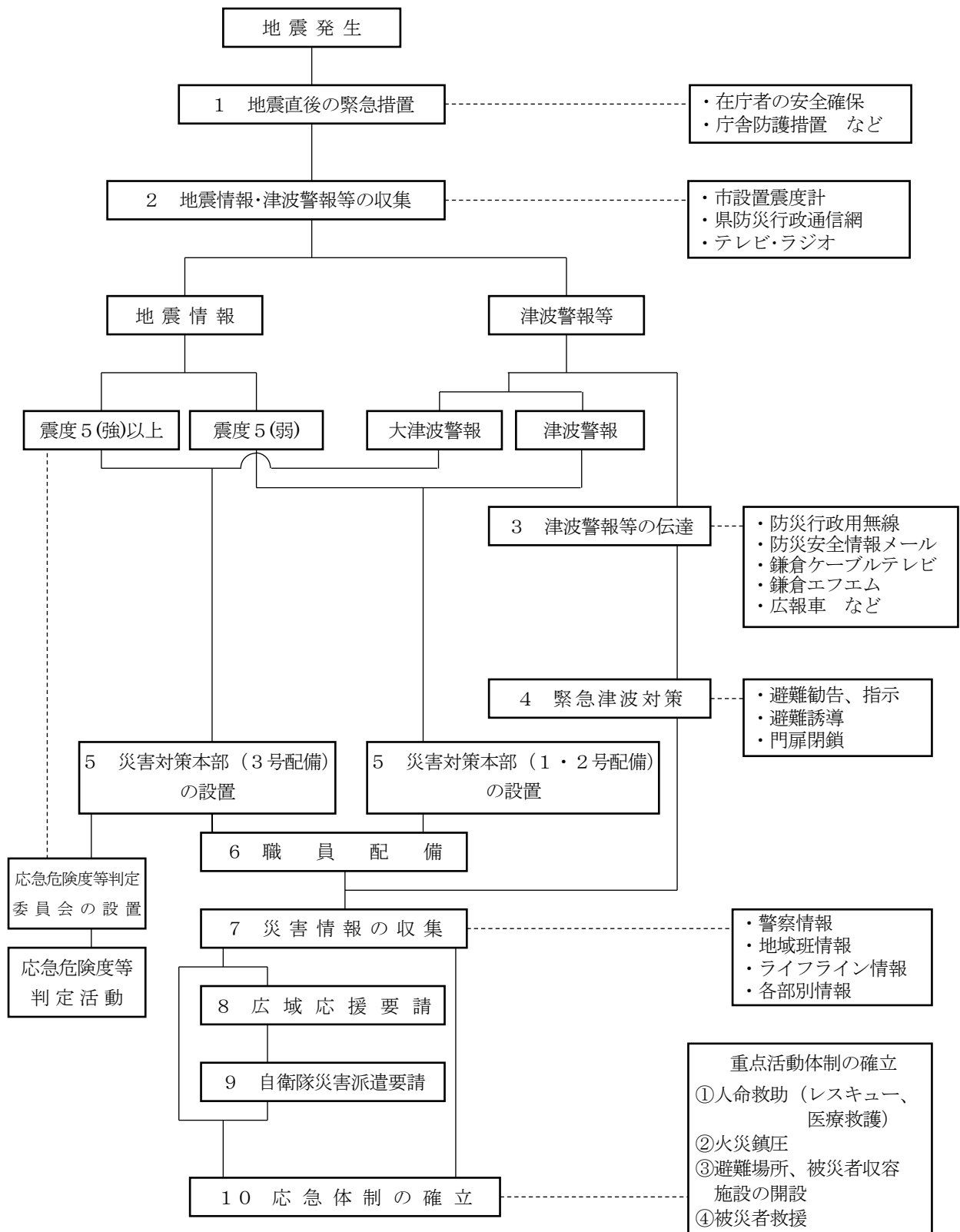
この設置があった場合には、直ちに関係機関に通知するとともに、災害対策本部の標示を行います。

なお、震度5強以上の地震が発生した場合は、災害対策本部内に応急危険度等判定委員会を設置し、必要に応じ建築物等の応急危険度判定や被災宅地危険度判定を行うなど、各部局において災害時応急業務を円滑に進めるための各種組織の設置を行います。

4 各部局対応体制

本部を置く程度に至らない災害にあっては、鎌倉市災害対策本部条例施行規則（昭和49年規則第19号）の事務分掌を準用するほか、平常時の市の組織をもって対処します。この場合にあっては、本部長は市長と読み替えるものとします。

図 5-1 勤務時間内地震発生対応フロー
(ケース1：勤務時間内に地震が発生した場合)



第2 ケース2：勤務時間外に地震が発生した場合

1 地震情報の収集

職員は、勤務時間外に地震の発生を知ったとき、各自テレビ、ラジオ等から速やかに地震情報を収集します。

2 職員参集

鎌倉市において、以下の事由が発生した場合、各自あらかじめ定められた部署へ自動参集します。この際、職場や参集場所へ登庁するかどうかの電話による問い合わせは、行わないものとします。

職員の自動参集基準は、鎌倉市職員の初動時非常配備要綱に基づきます。

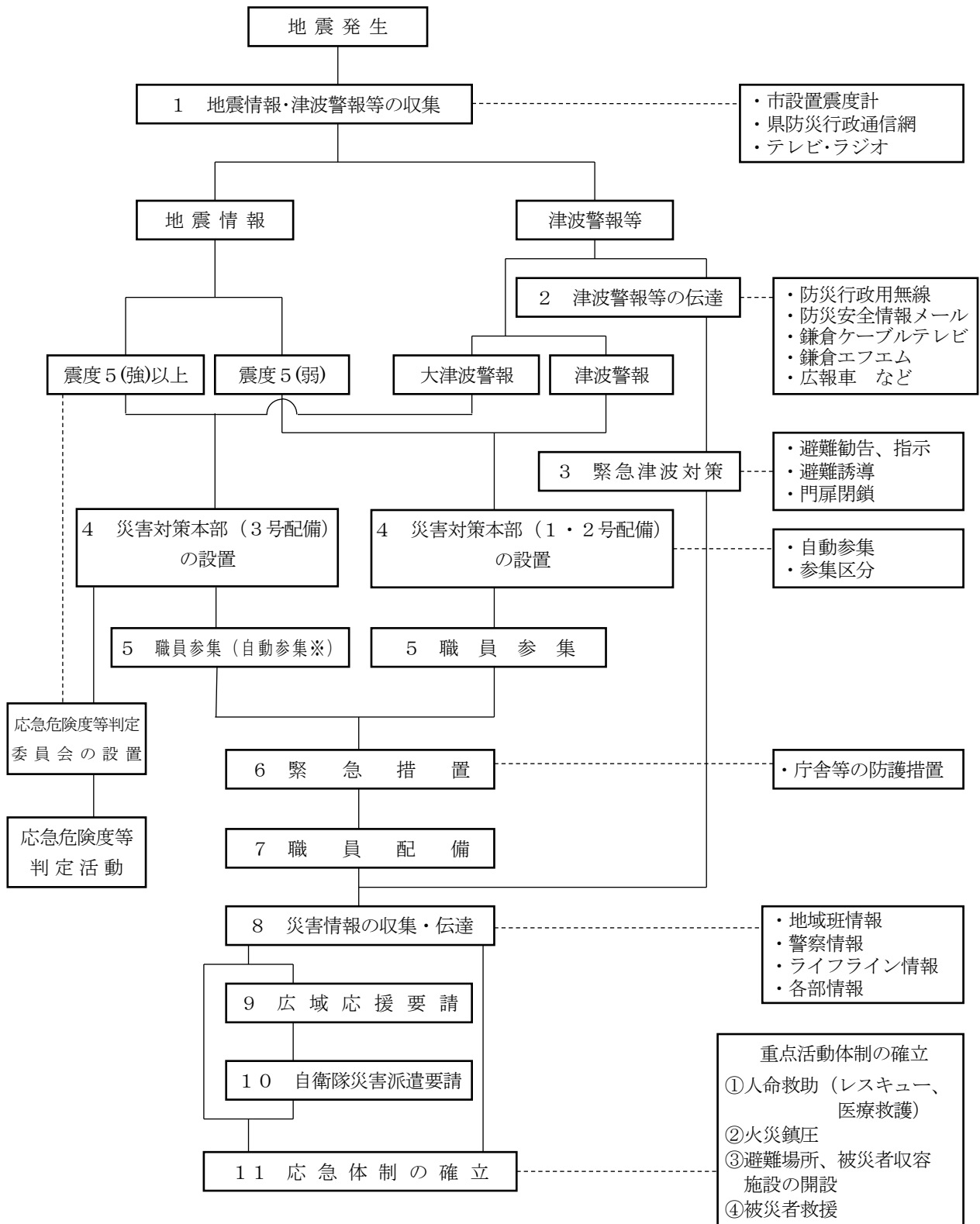
なお、震度5強以上の地震が発生した場合は、災害対策本部内に応急危険度等判定委員会を設置し、必要に応じ建築物等の応急危険度判定や被災宅地危険度判定を行うなど、各部局において災害時応急業務を円滑に進めるための各種組織の設置を行います。

3 地震直後の緊急措置

市役所、支所等の緊急措置は次のとおりです。

- (1) 市役所、各庁舎の被害状況の把握
- (2) 被害状況を踏まえた庁舎等の緊急防護措置
- (3) 庁舎内の安全確保（初期消火、飛散ガラス処理等）
- (4) 非常用発電機能や通信機能の点検等

図 5-2 勤務時間外地震発生対応フロー
(ケース2：勤務時間外に地震が発生した場合)



※職員の自動参集基準については、鎌倉市職員の初動時非常配備要綱に基づきます。

第3節 災害対策本部等の設置

市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で市長が必要と認めたときは、災害対策基本法第23条の2第1項、及び鎌倉市災害対策本部条例に基づき、災害対策本部を設置します。

この設置があった場合には、直ちに関係機関に通知するとともに、市庁舎に災害対策本部の標示を行います。

災害対策本部は災害の規模、程度によってそれぞれ配置をするほか、本部を置く程度に至らない災害にあっては、鎌倉市災害対策本部条例施行規則の事務分掌を準用するほか、平常時の市の組織をもって対処します。この場合にあっては、本部長は市長と読み替えるものとします。

第1 災害対策本部の設置

1 組織

災害対策本部の組織は、鎌倉市災害対策本部条例及び鎌倉市災害対策本部条例施行規則に定めるところによります。

2 災害対策本部の設置基準

災害対策本部の設置基準は、以下に示すとおりです。

<災害対策本部の設置基準>

- 市内で「震度5弱」以上の地震が観測されたとき。
- 隣接する市の地震震度観測地点において「震度5弱」以上の地震が観測されたとき。
- 気象庁の津波予報区の相模湾・三浦半島に「大津波警報」「津波警報」が発表されたとき。
- 東海地震注意情報が発表されたとき。
- 市内において、地震による重大な被害が発生し、又は被害の発生するおそれがあるとき。

(1) 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、市庁舎に設置します。ただし、被災等のため、市庁舎の使用が不可能となった場合は、鎌倉市消防本部庁舎内（大船）に設置します。

(2) 配備

ア 災害対策本部は、防災活動の強力な推進を図るため、事態の状況に応じて配備の体制を整えます。

イ 配備の基準については、鎌倉市災害対策本部条例施行規則に定めるところによります。

(3) 災害対策本部の事務分掌

災害対策本部の事務分掌は、鎌倉市災害対策本部条例施行規則に定めるところによります。

3 災害対策本部の解散基準

市域において、災害が発生するおそれが解消したと認められるとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認められるときは、本部長は災害対策本部を解散します。

4 災害対策本部の設置及び解散の連絡

本部長は、災害対策本部を設置し、又は解散したときは、県知事、関係機関、報道機関等に連絡します。

第2 現地災害対策本部の設置運営等

1 現地災害対策本部の組織及び運営

市現地災害対策本部及び運営は、災害対策本部の組織及び運営を準用します。

2 現地災害対策本部の開設

- (1) 市長は、災害発生の場合、速やかにその状況を把握し、必要と認めるときは、直ちに現地災害対策本部を開設するとともに、県知事及び関係機関に通知します。
- (2) 関係機関は、すべて現地災害対策本部に参加し、相互に緊密な連携を図ります。

3 連絡調整会議

(1) 会議の開催

市長は、応急対策の事前調整を行うため必要と認めたとき、又は出動機関の長から申し出があったときは、現地災害対策本部において、災害の状況からみて、市で処理できると認めるときに連絡調整会議を開催します。

(2) 協議事項

- ア 応急対策実施に関する基本方針
- イ 各出動機関の分担作業種別及び区域
- ウ その他必要事項

(3) 専門機関の長の意見

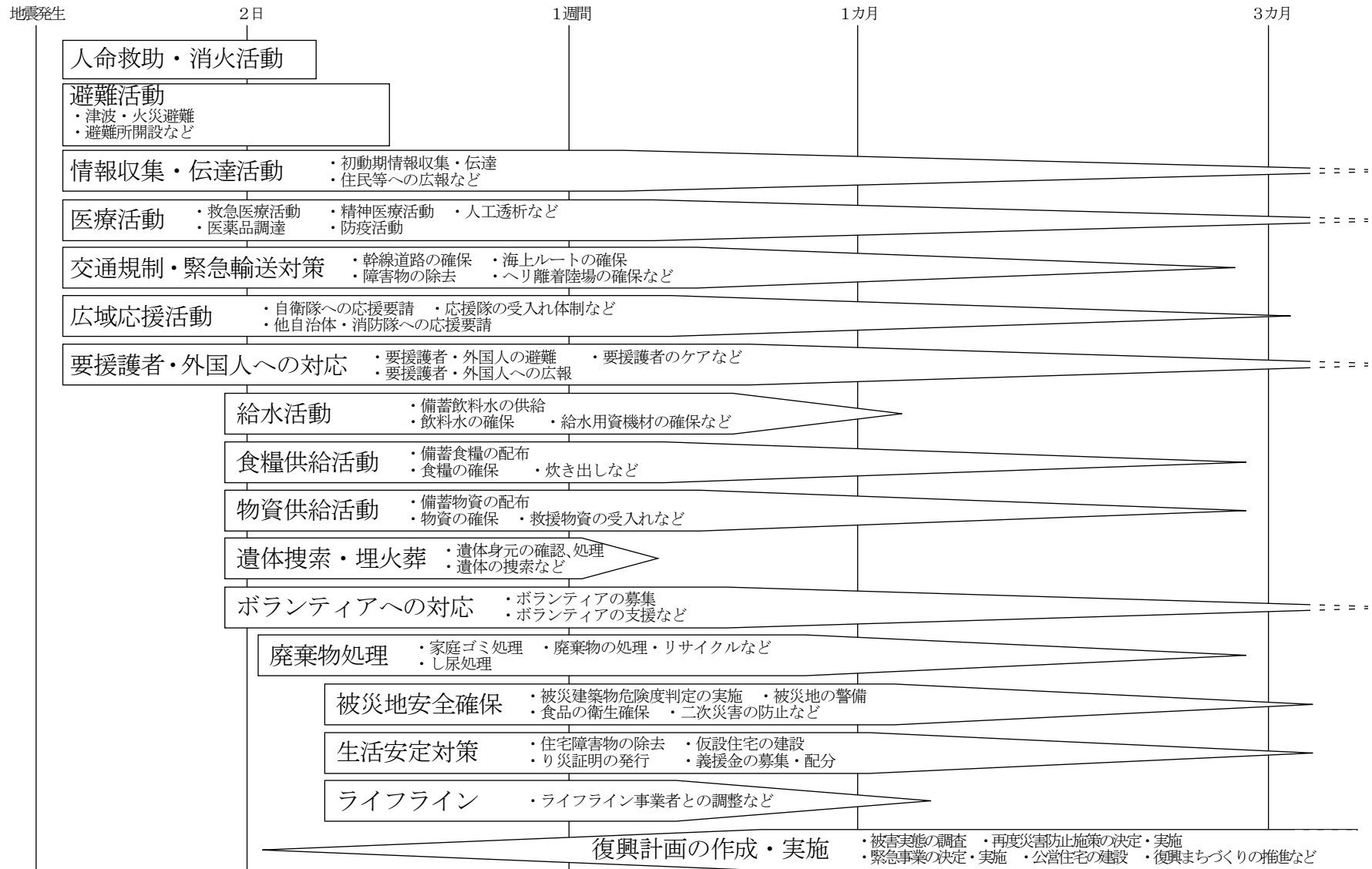
連絡調整会議における調整は、応急対策実施についての専門機関の長の意見を求めて行います。

4 職務・権限の代行

災害対策本部の本部長である市長が不在の場合は、鎌倉市災害対策本部条例第2条により副本部長が代理するものとします。

- ◆ 資料8-3：鎌倉市災害対策本部条例
- ◆ 資料8-4：鎌倉市災害対策本部条例施行規則

図 5-3 災害対策本部活動時系列整理



第4節 職員の動員と配備

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策活動に必要な市職員の動員に関しては、おおむねこの計画の定めるところによります。

第1 動員計画

1 動員の発令

- (1) 動員は、市長の指示により、動員基準で行います。ただし、災害の種類・規模・発生の時期、その他により必要と認められるときは、動員基準と異なる動員を発令することができます。
- (2) 消防本部の動員は、消防長が行います。

2 職員の配備・招集

(1) 勤務時間中における動員伝達

- ア 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、随時本部員会議を招集し、その事態に応じた配備体制を協議して、動員を指示します。
- イ 市庁舎内職員に対しては庁内放送等で、出先機関の市職員に対しては所管部長を通じて直ちに配備体制を伝達します。
- ウ 市職員は、動員命令を受けたとき、被災その他の事情により所定の場所に集合できないときは、所属長の指示を受けます。

(2) 勤務時間外における動員伝達

市職員は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、テレビ・ラジオ・情報通信端末等によりその災害の状況、地震・津波に関する情報や、警戒宣言発令等の情報を知るように努めるとともに、地震発生初動時職員行動マニュアルに基づき行動します。

3 職員の動員計画

(1) 動員基準

基本的な配備及び動員計画は、鎌倉市災害対策本部条例施行規則の定めるところによります。

(2) 非常配備

警戒宣言発令時等及び地震災害時の動員は、東海地震注意情報、東海地震予知情報の発表及び警戒宣言の発令を知ったとき、市内又は隣接する市において「震度5強」以上の地震が発生したとき、又は大津波警報が発表されたときは、鎌倉市災害対策本部条例施行規則第10条に規定する非常配備体制に基づき、速やかに非常配備につきます。（次ページの表参照）

表 5-4 地震・津波災害における非常配備体制

種別	発令基準	配備職員
1号及び2号配備 (準備体制) (警戒体制)	<ul style="list-style-type: none"> 市内で震度5弱の地震が観測されたとき。 隣接する市の地震震度観測地点において震度5弱の地震が観測されたとき。 気象庁が相模湾・三浦半島津波予報区に「津波警報」を公表したとき。 	鎌倉市災害対策本部条例施行規則別表第1に定める配備編成計画に基づく班の職員
3号配備 (非常体制)	<ul style="list-style-type: none"> 東海地震注意情報が発表されたとき。 市内で震度5強以上の地震が観測されたとき。 隣接する市の地震震度観測地点において震度5強以上の地震が観測されたとき。 気象庁が相模湾・三浦半島津波予報区に「大津波警報」を公表したとき。 市内において、地震による重大な被害が発生し、又は被害の発生するおそれがあるとき。 	全職員

(3) 動員名簿の作成

所属長は、あらかじめ動員区分に従い動員名簿を作成するとともに、所属職員に周知し、応急対策に万全を期します。

なお、この名簿は、異動等により変更があったとき直ちに修正します。

(4) 動員及び連絡の順序

ア 所属長は、動員名簿を作成して準備し、非常配備1号～3号の順序において市職員へ伝達方法・手段の確立を図ります。

イ 伝達は、動員名簿により電話等で行います。

4 職員の派遣要請

市は、災害時応急活動のため必要があるときは、災害対策基本法等の関係法令、相互応援協定等により、国、県、他市町村等に対して職員の派遣を求め、災害対策の万全を期します。

派遣された職員の宿泊施設は、市の施設利用を前提に、被災状況に応じて民間施設の活用も想定します。

◆資料8-4：鎌倉市災害対策本部条例施行規則

第6章 情報収集・伝達・広報

地震災害応急対策を実施するうえで最も重要な項目である情報収集伝達、災害情報等を市民・滞在者等へ迅速・的確に伝達するための広報計画、報道機関との連携等について定めます。

第1節 緊急災害情報の収集

第1 収集すべき緊急災害情報

表 6-1 災害直後に収集しなければならない緊急災害情報

①警察情報	○けが人・生き埋め・死者数 ○道路交通情報・交通規制状況
②消防情報	○火災・延焼情報 ○救急・救助活動情報 ○津波警報等
③地域班情報	○人的被害情報 ○建物倒壊・火災等被害情報 ○避難等市民行動情報 ○河川被害情報 ○道路・橋りょう被害情報 ○がけ崩れ、崩壊危険箇所情報
④職員参集時収集情報	○建物倒壊・火災等区内の被害全体情報 ○避難等市民行動情報 ○避難所施設の安全、開設情報等
⑤ライフライン情報	○電気・ガス・水道・通信・鉄道事業者からの被害情報と復旧情報
⑥各部局別情報	○市役所各部局からの被害状況等の情報
⑦アマチュア無線情報 及びタクシー無線情報	○被災現場等情報

第2 緊急災害情報の収集方法

1 参集時の情報収集

地震発生直後、職員は参集過程で周囲の情報を収集し、参集先へ報告します。また各部局は電話等を通じて災害対策本部へ報告します。

2 地域班による情報収集

地域班は事前に任命された職員等で構成し、災害発生直後参集した班により2名で1チームを編成し、被災地区の情報収集を行います。

地域班は自転車等により移動し、携帯電話等を活用して被害状況等の情報収集を行うとともに、被災地の状況を地図等に記録します。また、記録した地図等は、災害対策本部が集約し、初動期災害情報として緊急・応急対策に活用します。

3 異常現象発見者からの情報収集

災害が発生し、又は発生のおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちに市長又は警察官に通

報するものとします。

市長は、通報を受けた場合、迅速に、県及び関係機関に伝達するものとし、その現象が自然現象であるときは、横浜地方気象台に併せて通報するものとします。

4 情報収集機器の活用

インターネット、ライブカメラ等の情報収集機器を最大限に活用し、迅速な情報収集に努めます。

第2節 災害情報の収集・伝達

第1 地震情報の収集・伝達

地震情報は、横浜地方気象台から県に連絡された情報が、県防災行政通信網により、即時に市に伝達されます。県における市への地震情報等の伝達基準は、次のとおりです。

表 6-2 地震情報等の伝達基準

情報		伝達基準
地震	県内震度2以下	伝達は行われぬ。
	県内震度3以上	県防災行政通信網により「地震発生状況」が伝達される。

第2 地震に関する情報の種類と内容

地震発生後、新しいデータが入るにしたがって、気象庁から次のような情報が発表されます。

表 6-3 地震に関する情報の種類と内容

情報の種類	発表基準	内容
震度速報	震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報する。
震源に関する情報	震度3以上（津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。「津波の心配はない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加する。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報又は注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表する。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表する。
各地の震度に関する情報	震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表する。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）をおおむね30分以内に発表する。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表する。
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表する。
推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表する。

(2) 地域名

地震情報で用いられる神奈川県内の地域名は、次のとおりです。

表 6-4 震度情報で用いる地域名称

神奈川県東部	横浜市、川崎市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、三浦郡〔葉山町〕、高座郡〔寒川町〕、中郡〔大磯町、二宮町〕
神奈川県西部	小田原市、相模原市、秦野市、厚木市、伊勢原市、南足柄市、足柄上郡〔中井町、大井町、松田町、山北町、開成町〕、足柄下郡〔箱根町、真鶴町、湯河原町〕、愛甲郡〔愛川町、清川村〕

第3 被害情報の収集・伝達

1 被害状況収集体制の確立

市及び防災関係機関は、迅速に情報を収集するため、被害状況収集等体制を確立します。

2 被害状況及び災害情報の報告

- (1) 被害状況等の報告は、有線又は無線電話等のうち、最も迅速・確実な手段を使います。
- (2) 有線が途絶した場合は、防災行政用無線、消防無線、県防災行政通信網、警察無線、アマチュア無線、その他の無線を利用します。
- (3) 通信手段が不通の場合は、通信可能な地域まで伝令を派遣する等、あらゆる手段を用いて報告します。
- (4) 災害の状況により、「災害時における応急対策の協力に関する覚書」に基づき、市内に所在する郵便局に対し被災状況の収集・提供の協力を要請します。

3 情報の整理分析及び一元管理、共有化

収集した被害状況、活動状況等の情報は、整理・分析して、応急対策活動に活用していきます。また、応急対策活動を迅速かつ的確に実施するため、収集・発信した情報が錯そうしないよう、情報の一元管理及び全庁での共有化を図ります。

4 災害通報等の処理及び報告

- (1) 市民からの災害通報、被害状況等を受けた市職員は、市関係課等へ通知します。
- (2) 前記により通知を受けた市関係課等は、直ちに必要な措置等を行うとともに、災害対策本部に報告します。

5 地震発生後の被害の第1次情報の収集・連絡

市は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害状況や火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡します。ただし、通信の途絶等により県に連絡できない場合は、消防庁へ連絡します。

特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市域内で行方不明となった者について、関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めます。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は県に連絡するものとします。

6 被害調査

被害調査及び報告については、次のとおりです。

(1) 住家等被害調査

住家等被害調査は、住家及び市有建物の被害調査実施要領に基づき調査し、災害対策本部に報告します。

(2) 市有建物被害調査

市有建物被害調査は、住家及び市有建物の被害調査実施要領に基づき調査し、災害対策本部に報告します。

(3) その他の被害調査

その他の被害調査は、それぞれ各所管課等が調査を行い、災害対策本部に報告します。

(4) 被害の調査要領

被害程度の調査にあつては、被害の分類認定基準によります。

7 県への報告

(1) 報告の方法

県への報告は、県災害情報管理システムにより報告します。ただし、県災害情報管理システムにより報告できない場合は、県防災行政通信網等により報告します。

(2) 報告の種類及び様式

次の区分により、県に被害状況、災害時応急活動等を報告します。ただし、県に報告できない状況が生じた場合には、直接、消防庁に報告します。

なお、報告様式については、神奈川県災害情報管理システム運営要綱の定めるところによります。

表 6-5 報告の区分・内容

報告区分	報告内容
災害発生報告	災害が発生した場合は、速やかにその内容について報告します。また、新たな被害状況が判明した場合も同様とします。
中間報告	被害の全容がおおむね明らかになったものから逐次報告します。
確定報告	被害が最終的に確定した時に報告します。
避難状況・救護所開設状況報告	避難を勧告又は指示した場合及び避難所を開設した場合は、その内容について報告します。

(3) 消防庁への直接通報

市内で「震度5強」以上を記録する地震が発生した場合、被害の有無を問わず、第一報については、県への報告と併せ、消防庁に直接通報します。

8 災害時における記録保存

市は、被害状況の確認、記録保存のため、取材をはじめ災害応急対策活動にあたる者と、相互に協力して災害時における記録写真を撮影するものとします。

また、関係機関と緊密な連絡をとり、情報の提供を求め、災害及び応急対策の状況等に関する資料を収集します。

第3節 災害時広報

第1 災害時広報の実施

1 災害時の情報伝達及び広報活動の実施

災害時の情報伝達及び広報活動は、市民等に正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図り、市民が適切な判断による行動ができるよう展開します。

なお、「情報伝達」とは、被災者や被災地域を特定し得るもので、伝達すべき相手に確実に届けなければならないものをいい、「広報活動」とは、不特定多数を対象としたものをいいます。

また、伝達内容については、常に最新の情報を提供するとともに、同時期に異なる情報が流れないように注意し、情報伝達及び広報活動を実施します。

2 広報事項

広報事項の主なものは次のとおりです。

- (1) 災害の状況に関すること
 - ア 地震、津波の情報に関すること
 - イ 交通機関、道路の被害に関すること
 - ウ ライフラインの被害に関すること
- (2) 避難に関すること
 - ア 避難勧告及び指示に関すること
 - イ 収容施設に関すること
- (3) 応急対策の状況に関すること
 - ア 仮設救護所の開設に関すること
 - イ 交通機関、道路の復旧に関すること
 - ウ ライフラインの復旧に関すること
- (4) その他生活に必要なこと（二次災害防止情報を含む）
 - ア 給水、給食に関すること
 - イ ライフラインによる二次災害防止に関すること
 - ウ 防疫に関すること
 - エ 臨時災害相談に関すること
- (5) その他必要な情報

3 情報伝達の方法

災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合における避難誘導等緊急的な内容を、防災行政用無線等の情報伝達手段のうち、適切な方法を選択して行います。

特に緊急を要する場合には、報道機関との災害時の放送に関する協定に基づき放送要請を行います。

4 広報活動の方法

(1) 直接広報

広報事項に応じて、次の方法により直接的な広報活動を行います。

- ア 防災行政用無線

- イ 防災・安全情報メール
- ウ 広報車
- エ 市ホームページ
- オ 市ソーシャルメディア（ツイッター等）
- カ 鎌倉ケーブルテレビ
- キ 鎌倉FM
- ク 緊急速報メール（エリアメール）
- ケ 災害広報紙

(2) 放送機関への要請

災害の状況により、「災害時緊急放送の協力に関する協定書」に基づき、(株)JCN鎌倉及び鎌倉エフエム放送(株)に対し緊急放送の協力を要請します。

(3) 報道機関への要請

次の報道機関に対し、被害状況及び応急対策等について定期的に、又は必要に応じて随時情報提供を行います。

なお、不正確で混乱した情報が流れないように、報道機関に対しては、情報提供の窓口を一元化します。

- ア 新聞各社
- イ テレビ各社
- ウ ラジオ各社
- エ 民間情報紙各社

第2 通信の運用

1 通信手段の確保

(1) 災害時の通信手段

災害時に関する予報、警報及び情報の伝達もしくは被害状況の収集報告、その他応急対策に必要な指示、命令等は、有線電話（加入電話）、携帯電話、衛星電話、無線通信により速やかに行います。

(2) 通信の円滑化

災害対策本部は、地震災害等広域災害発生時においては、有線電話及び無線通信とも混乱することが予想されるため、円滑な通信を実施するよう努めます。

(3) 市庁舎及び出先機関のインターネット回線と庁内LANの確保

災害発生時には、市庁舎及び出先機関におけるインターネット回線並びに庁内LANの接続を確認し、被害を受けている場合には早期の復旧に努め、通信システムの稼働を確保します。

(4) 通信施設の応急対策

災害発生時、通信施設の所有者又は管理者は速やかに施設を点検し、被害を受けた部分について応急対策を講じ、通信を確保します。また、通信施設の所有者又は管理者は、相互の連携を密にし、必要に応じ相互協力を行います。

2 無線通信

(1) 防災行政用無線（固定系）

防災行政用無線（固定系）の運用については、「鎌倉市防災行政用無線局管理運用規程」に基づき行います。

(2) MCA無線

MCA無線の運用については、電波法等の関連規則に基づき行います。

(3) 消防無線

消防無線の運用については、鎌倉市消防計画の定めるところによります。

3 防災行政通信網

県防災行政通信網の運用については、「神奈川県防災行政通信網の運営及び管理に関する要綱」に基づき行います。

4 その他通信施設の運用

(1) アマチュア無線

災害の状況により、災害対策本部の指示により「災害時における非常無線通信の協力に関する協定」に基づき、鎌倉市アマチュア無線非常通信協議会に対し災害に関する情報の収集・伝達の協力を要請します。

(2) タクシー無線

災害の状況により、「災害時タクシー無線通信等の協力に関する協定」に基づき、(社)神奈川県タクシー協会鎌倉支部に対し災害情報の収集・提供の協力を要請します。

(3) 神奈川県水産技術センターに対する漁業無線通信依頼

災害の状況により、陸上の有線電話が不通又は使用が著しく困難な場合に、漁業無線を使って情報の収集・伝達を行うため、県に依頼します。